

ブロック設置規程

平成 6年11月制定
平成13年11月改定
平成15年11月改定
平成18年 7月改定

(根 拠)

第1条 山形県スキー連盟の組織運用のため、ブロックを置く。

(目 的)

第2条 ブロックは本連盟の目的達成及び運営を推進協力することによって、本連盟の健全な発展及び円滑なる運営に寄与することを目的とする。

(業 務)

第3条 1. 役員選出規程第4条による役員選出委員各地区2名の選出、表彰規程第7条2による表彰候補団体、個人の推薦を行う。
2. ブロックの代表者は役員選出委員及び推薦候補団体・個人を会長へ報告する。
3. ブロック行事の執行、本連盟に対する提案、要望等の申請を会長へ行う。

(構 成)

第4条 1. ブロックの構成は、置賜、村山、県北、庄内の4ブロックを設置する。各ブロックに属する市町村は下記の通りとする。

[置賜地区]

米沢市・長井市・南陽市・飯豊町・小国町・白鷹町・川西町・高畠町

[村山地区]

山形市・上山市・天童市・寒河江市・朝日町・大江町・河北町・西川町・中山町・山辺町

[県北地区]

新庄市・尾花沢市・東根市・村山市・大石田町・金山町・真室川町・舟形町・最上町・大蔵村・鮭川村・戸沢村

[庄内地区]

酒田市・鶴岡市・遊佐町・三川町・庄内町

(ブロック運営規程)

第5条 1. 各ブロックは加盟団体長または加盟団体長の委任を受けた議決権をもつ者の全体参加によって議事運営を行うものとする。
2. 各ブロックの代表者は各ブロックの加盟団体の互選により定め、会長に報告しなければならない。
3. 各ブロックの代表者は会長へ年度末までに該当する年度の活動報告を行う。

(規程の改廃)

第6条 この規程の改廃は評議員会の議決による。